

< 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用料金表（利用者負担金）>（別紙1）

1 利用料

介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。また、要介護認定区分が自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】 営業時間（24時間 年中無休）月あたりの定額払い

要介護度	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護費Ⅱ 単位数	看護利用時に追加される 単位数
要介護1	5,446	2,961
要介護2	9,720	2,961
要介護3	16,140	2,961
要介護4	20,417	2,961
要介護5	24,692	3,761

※月途中での入退院の場合も1か月分の料金となります。（このサービスは、包括報酬サービスのため日割り計算にはなりません。）

※月途中の契約時、月途中の契約解除時、区分変更時、ショートステイ利用時等に、日割りでの算定になります。

【夜間にのみサービスを必要とされる場合】

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費Ⅲ	単位数
基本夜間訪問サービス費	1月につき 989単位
定期巡回サービス費	1回につき 372単位
随時訪問サービス費（Ⅰ）	1回につき 567単位
随時訪問サービス費（Ⅱ）	1回につき 764単位

※随時訪問サービス費（Ⅱ） 2人の訪問介護員により随時訪問する場合

※夜間帯（18:00～翌8:00）のみのサービス提供になります。

※夜間訪問型の場合、日中の訪問対応はありません。

※要介護度による単位数の違いはありません。（利用対象者：要介護1～5）

【加算及び減算料金】

項目	概要	単位数		
		要介護度	24時間型	夜間訪問型
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合、通所介護サービスの利用日に減算されます。 ◇夜間訪問型をご利用の場合、減算はありません。	要介護1	-62	/
		要介護2	-111	
		要介護3	-184	
		要介護4	-233	
		要介護5	-281	
短期入所サービス 利用時の日割り金額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、短期入所サービス等を利用された場合、短期入所サービスの利用日(退所日を除く)以外を日割りで計算となります。	要介護1	179	33 単位
		要介護2	320	
		要介護3	531	
		要介護4	672	
		要介護5	812	
サービス提供体制強化 加算 I	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合加算されます。 (職員研修計画、職員健康診断、ケア会議、訪問介護員のうち介護福祉士が60%占める)	1月につき 750 単位		1回につき 22 単位
初期加算	利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。 ◇夜間訪問型をご利用の場合、この加算の算定はありません。	1日につき 30 単位		/
※総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合加算されます。 (総合的に在宅生活での継続を支援するため、関係職員により調整や情報共有の取り組みを行う) ◇夜間訪問型をご利用の場合、この加算の算定はありません。	1月につき 800 単位		/
※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます。	1月につき 所定単位×24.5%		

※ 区分支給限度基準額の算定対象外です。

◇ 介護報酬告示額に、地域区分毎の単価(1単位=10.21円)と、利用者負担割合を乗じた金額が、利用者負担金になります。

(その他)

介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が社会福祉法人佐伯さつき会に支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、廿日市市の窓口へ社会福祉法人佐伯さつき会の発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

2 介護保険の給付を受けない方の利用料

- (1) 介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービス受ける方
介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスが全額自己負担となります。該当する要介護度の額により算定します。
- (2) 要介護認定区分が自立と判定した方等の介護保険給付を受けない方
 - ・定期巡回・随時対応サービス（要介護1、訪問看護を除く）の金額に準拠します。
 - ・利用日数が1月に満たない場合は、1月当たりの金額を30.4日で除算したもので計算します。（定期巡回・随時対応サービスの日割りの計算に準拠）

3 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

- (1) 通信料
利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者にご負担いただきます。
※ 事業所から携帯電話を貸与する場合、通話料金をご負担いただきます。
- (2) モバイル端末
サービス内容を記録するモバイル端末を設置させていただく際は、モバイル端末の充電にかかる費用をご負担いただきます。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとします。

（令和6年6月1日）
社会福祉法人佐伯さつき会
四季が丘せせらぎ園定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所